○青山総務課長 定刻になりましたので、会議を開始したいと存じます。

本日は、全委員が御出席でございます。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 ただいまから、第131回個人情報保護委員会を開会いたします。

最初に、個人情報保護委員会議事運営規程第3条第5項の規定に基づき、12月6日に開催した第130回個人情報保護委員会の審議の結果を事務局より報告願います。

○青山総務課長 第130回個人情報保護委員会の御報告をいたします。

議題は「監視・監督について」でございます。当該議題について御審議いただき、原案のとおり決定いたしました。

御報告は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日の議題は1つです。

議題1「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し(制度改正大綱(案)について)」、 事務局から報告をお願いします。

○池田企画官 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに係る制度改正大綱(案)につきまして、資料1に基づきまして御説明申し上げます。

委員会では、個人情報保護法の平成27年改正法の附則において、3年ごとの見直しが求められていることから、本年1月28日より法の施行状況について幅広い観点から実態の把握、議論の整理等を進めてきたところでございます。

本年4月25日には、いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理を公表いたしました。 当該中間整理については、約1か月にわたる意見募集を行い、計137の団体・事業者、又は 個人から延べ525件の御意見が寄せられたところでございます。

その後、委員会では、当該意見募集に寄せられた御意見等も踏まえつつ、実態把握やヒアリングを通じて検討を深め、その結論の方向性を示すものとして、11月29日に制度改正大綱骨子を公表したところでございます。

本日御審議いただく制度改正大綱(案)は、国際動向、技術進展、産業等の状況を含めた平成27年改正法の施行状況に関する事実関係や検討の内容も記載する形で、制度改正大綱骨子の内容を具体化したものであり、個人情報保護委員会としての今次見直しの結論を取りまとめたものとなります。

それでは、資料1の1ページ目を御覧ください。

この大綱は、4月28日に公表いたしました中間整理と同様の構成をとってございます。 具体的には、第1章は「総論」、第2章は「検討の経緯」、第3章は「個別検討事項」 として、8つの節を含んでおります。

3ページ目を御覧ください。

第1章の「総論」において、中間整理では見直しに当たっての共通の視点として4つの

視点を示したところでございますが、中間整理後に発生した事案等も踏まえまして、第五 の視点を追加いたしました。

第一の視点として、個人情報保護法の法目的である「個人の権利利益の保護」を確保するために必要十分な措置を整備すること。第二の視点として、保護と利用のバランスを取ること。第三の視点として、国際的な制度調和や連携に配意しながら制度を見直すこと。 第四の視点として、国境を越えた個人情報の取扱いの増加に伴うリスクの変化に対応することが述べられております。

今回、追加いたしました第五の視点は、本人が個人情報の取扱いを網羅的に把握することが困難になりつつある現状に鑑みて、事業者が説明責任を果たしつつ、本人が予測可能な範囲内で適正な利用がなされるように環境整備をしていくこととしております。

続きまして、5ページ目を御覧ください。

第2章の「検討の経緯」としては、先ほど申し上げたとおり、平成27年改正法の附則第12条の規定に基づき、いわゆる3年ごと見直しに係る検討を本年1月より開始し、4月28日に中間整理を公表、意見募集を行い、その後の検討を経て、今回の制度改正大綱(案)の取りまとめに至りました。

その上で、本制度改正大綱(案)について、本日御了承いただけましたら、本制度改正 大綱(案)に関する意見募集を行いつつ、法律による対応が必要な事項については、法案 化の作業を進め、来年の通常国会への提出を目指すこととしたいと考えているところでご ざいます。

さらに、改正法案が成立した後には、事業者等が適切に対応できるよう、施行まで十分 な期間をとるとともに、新たな制度の周知等に努めたいと考えております。

続きまして、7ページ目を御覧ください。

第3章の「個別検討事項」については、8つの節から構成されているところでございます。これらの節の構成は、本年4月に公表いたしました中間整理とおおむね同じ構成をとっております。

第1節では個人データに関する個人の権利の在り方について記載しております。

「2. 個人情報保護法相談ダイヤル」については、更なるサービスの充実を図ることと しております。

次のページ「3.利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和」については、制度改正大綱骨子に記載のとおり、事業者の負担を考慮しつつ、保有個人データに関する本人の関与を強化する観点から、個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に利用停止等の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げることとする旨を記載しております。

9ページ目の「4. 開示請求の充実」についても、制度改正大綱骨子に記載したとおり、 開示請求についての適正な運用に向けた取組を強化しつつ、開示のデジタル化の推進とし て、本人が開示の方法を指示できることとする旨を記載しております。 10ページ目でございます。「5. 開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大」についても、制度改正大綱骨子に記載した事項でございますが、開示等の対象となる保有個人データに、これまで含まれていなかった6か月以内に消去されることとなる個人データも含めることとしております。

11ページ目「6. オプトアウト規制の強化」については、執行を強化する旨とともに、 オプトアウト規定により、第三者提供できる個人データの範囲を限定する旨、オプトアウ ト規定に基づく届出事項に事業者の名称や住所といった基本的事項を追加することを求め る旨、平成27年改正法において義務付けられた個人データの第三者提供時の確認記録を本 人からの開示請求の対象とする旨を記載しております。

続きまして、14ページを御覧ください。

第2節では「事業者の守るべき責務の在り方」といたしまして、2つの検討事項を記載 しております。

まず「1.漏えい等報告及び本人通知の義務化」については、制度改正大綱骨子にもその方向性を記載いたしましたが、ここでは報告対象となる事案や報告の期限・報告先、本人通知等につきまして、それぞれ詳細に記載しているところです。

16ページを御覧ください。「2. 適正な利用義務の明確化」につきましては、こちらも制度改正大綱骨子と同様に、個人情報取扱事業者は、適正と認め難い方法による個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化することとしております。

続きまして、17ページ目を御覧ください。第3節では「事業者における自主的な取組を 促す仕組みの在り方」として、2つの検討事項を記載しております。

「1. 認定個人情報保護団体制度」につきましては、委員会による支援を強力に進めるとともに、制度改正大綱骨子に記載をさせていただいておりますが、特定の事業分野に限定した活動を行う団体を委員会が認定できるよう制度を拡充することとしております。

19ページ目「2. 民間の自主的取組の推進」につきましては、個人情報保護評価の推奨や、個人データの取扱いに関する責任者の推奨について、一律に義務付けるのではなく、自主的な取組を促進していくための方策を今後検討していくこととしております。

次のページでございます。「(4)保有個人データに関する公表事項の充実」については、制度改正大綱骨子にも記載したとおり、個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項について、法に基づく公表事項として追加することとする旨を記載しております。

続きまして、21ページ目を御覧ください。

第4節では「データ利活用に関する施策の在り方」を述べております。

「1. 匿名加工情報制度」については、具体的な匿名加工情報の利活用モデルの発信を進めること等を記載しております。

同じページ「2. 「仮名化情報(仮称)」の創設」につきましては、制度改正大綱骨子にも記載したとおりでございますが、他の情報と照合しなければ特定の個人を識別するこ

とができないように加工された個人情報の類型として「仮名化情報」を導入することとし、 第三者に提供せず、事業者内部の分析にとどめる場合などの一定の行為規制等を前提とい たしまして、個人の各種請求への対応義務の緩和や、様々な分析に活用できるようにする こととしているところでございます。

続きまして、22ページの3 でございます。「公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化」といたしましては、社会課題の解決といった国民全体に利益をもたらす個人情報の利活用のうち、利用目的の制限ですとか第三者提供の制限の例外規定として、解釈可能な事例をガイドラインやQ & A で具体的に示していく旨をその方向性とともに記載しております。

続きまして、23ページ目をお願いいたします。

「4.端末識別子等の取扱い」につきましては、次のページ(2)で記載のとおり、端末識別子等でも、会員情報等と紐付けられ、特定の個人を識別できるような場合は、個人情報として取り扱わなければならない点につきまして、実態を注視しつつ、適切に執行を行っていくとともに、(3)におきましては、制度改正大綱骨子に記載したとおり、提供元において個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用することとしております。

25ページ目をお願いいたします。

「5. 個人情報の保護と有用性に配慮した利活用相談の充実」については、制度改正大綱骨子に記載したとおり、相談支援体制を充実させるとともに、それを通じて得られた利活用事例に関する知見を企業ノウハウ等に配意し、一般化した形で委員会Webページ等を通じて、一般に周知する旨を記載させていただいております。

26ページ目です。

「6. データ利活用に関する国際的な取組の必要性」については、個人データの保護と 利活用について、委員会が国際的な議論をリードしていくことが重要であるとしていると ころです。

続きまして、27ページ目をお願いいたします。

第5節の「ペナルティの在り方」については、制度改正大綱骨子に記載したとおり、現 行の法定刑について法人処罰規定に係る重科の導入を含め、必要に応じた見直しを行うこ ととしております。

続きまして、28ページ目を御覧ください。第6節では、法の域外適用の在り方及び越境 移転の在り方について取り上げてございます。

「2. 域外適用の範囲の拡大」については、制度改正大綱骨子に記載のとおり、日本国内にある者に係る個人情報、又は匿名加工情報を取り扱う外国の事業者を附則によって担保された報告徴収又は命令の対象とするとともに、事業者が命令に従わなかった場合には、その旨を委員会が公表できることとしております。

29ページ目です。「3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化」について も、制度改正大綱骨子に記載しましたとおり、移転元となる個人情報取扱事業者に対して、 移転先国の名称や個人情報保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における個人情報 の取扱いに関する本人への情報提供の充実を求める旨を記載してございます。

その上で、この情報提供義務は、必要最小限のものといたしまして、事業者の負担や実務に十分配意した上で、過度な負担とならないよう、具体的な検討を行うとしております。 続きまして、32ページ目を御覧ください。

第7節では、中間整理において「その他の論点」としておりましたが「官民を通じた個 人情報の取扱い」といたしました。

制度改正大綱骨子に記載のとおり、本ページの2及び3におきまして、それぞれ行政機関、独立行政法人等に係る法制と民間部門に係る法制の一元化に向けた検討と、地方公共団体の個人情報保護制度に関する実務的論点についての検討について記載しております。

続きまして、34ページ目を御覧ください。

第8節では「継続的な検討課題」といたしまして、課徴金制度を取り上げております。 課徴金制度は、刑事罰の限界を補完し、外国事業者に対する有効な法執行手段となり得る一方で、経済界等から反対の意見も寄せられている点や、我が国の法体系特有の制約面などによる法制的な課題なども鑑みまして、今後も引き続き検討を行っていくものとするとしているところです。

最後に、35ページ目を御覧ください。

本制度改正大綱(案)の取りまとめに当たりましては、個人情報保護法相談ダイヤルに 一日平均約75件のペースで寄せられております御意見ですとか、これまで全国37箇所で開催してまいりましたタウンミーティングにおける消費者・自治会関係者等の方々との意見 交換の内容なども参考とさせていただいているところでございます。

ただいま御説明申し上げました本制度改正大綱(案)について、本日御了承いただけましたら、成案として公表いたしまして、速やかにパブリックコメントの手続を行いたいと考えております。

なお、本文書は、行政手続法における命令等を定めるものではございませんが、任意の 意見募集という形で実施したいと考えているところです。

そして、法律による対応が必要な事項については、法案化の作業を進めまして、来年の 通常国会への提出を目指すこととしたいと考えているところです。

なお、法案の具体的な内容につきましては、パブリックコメントで寄せられる御意見や 法案の策定過程における議論等を踏まえまして、変更が生じることを申し添えさせていた だきます。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

この大綱につきましては、本年1月以降、委員会において委員から表明された御意見、事業者団体等へのヒアリング、相談ダイヤル、タウンミーティングなどを通じて得た生の声も基に、多様な論点を盛り込んだ形で大綱を取りまとめることができたと思っております。

また法が求める視点に基づいて、改正法の施行状況についてしっかりと検討ができたのではないかとも思っております。

これまで委員会で実施したヒアリングやタウンミーティングなどにおいて、御協力いただいた多くの方々に、改めて感謝申し上げたいと思います。

なお、個人情報保護法は、我々の日常生活にも直接関係するステークホルダーの多い法 律でありますことから、先ほどの御報告にもありましたとおり、2度目となる意見募集を 行いたいと思います。

その上で、寄せられた意見も踏まえつつ、来年の通常国会への法案の提出に向けて、精力的に取り組んでまいりたいと思っております。

修正の御意見がないようでありますので、大綱については、原案のとおり決定し、パブ リックコメントを行いたいと思います。

よろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表して よろしいでしょうか。

では、そのように取扱います。

それでは、本日の会議は終了といたします。